

Q17

異校種間の連携や、障害のある児童生徒との交流及び共同学習を進めるためには、どのように取り組めばよいですか。

A 異校種間の連携により、発達段階に配慮したカリキュラム研究や児童生徒の教育課題の把握等を行うことが大切です。交流及び共同学習においてもねらいを明確にし、個人情報の取扱いに配慮する必要があります。

【教職員の連携による児童生徒の教育課題（学力・生活等）の把握】

「第三次とりまとめ」では、「校種間の協力と連携」について、系統的・継続的な人権教育の実践を進めるために、「定期的な連携協議会」「相互の授業公開」「合同研修」「発達段階に配慮したカリキュラムの研究」などの場を設けることを提案しています（在り方編P21）。

県内においては、すでに、小・中学校が連携して同和問題学習のプログラムを作成する等の取組が進められていますが、「価値・態度的側面」「技能的側面」についても、継続的な指導ができるよう連携を進めていく必要があります。

加えて、「児童虐待をはじめ子育てに関わる様々な問題等に対する教職員の理解を促進する観点からも、保育所・幼稚園や特別支援学校等との連携が必要」（在り方編P21）とし、「子どもの実態と教育課題（学力・生活等）についての共通理解」（実践編P23）を連携推進上のポイントにあげています。「子どもの実態や教育課題（学力・生活等）についての共通理解」を進めることは、これまでも進路保障の取組として重視しており、さらなる充実が求められます。

【児童生徒の交流学習では、目的の明確化と事前の協議が大切】

異校種との交流及び共同学習にあたっては、相手先の学校の考え方等を事前に確認しておくことが強調されています（在り方編P21）。自校の目的と交流先に期待する取組を明確に伝え、交流先はどこまでの対応が可能なのかを詳細に確認することが大切です。

また、例えば車椅子を使用しているなど、支援と配慮が必要な児童生徒について説明を行い、交流先の理解を求めておくことも忘れてはならないことです（実践編P23～26参照）。

【個人情報への配慮】

教職員の連携や児童生徒の交流活動を進めていくと、個々の児童生徒の状況を正確に伝え、交流相手に適切な対応を依頼する必要があります。そのような個人情報の取扱いにあたっては県個人情報保護条例などに基づき「担当者間で十分な確認を行い、校内の共通認識を広げていくこと」、「実際に個人情報を取り扱う際には、必ず本人や保護者等からの同意を得た上」で行うことが必要です。

ふりかえり

異校種との連携を進めるために、あなたはどのようなことに取り組んでいますか。または、取り組みればよいと考えますか。

参考資料 校種間連携の推進ポイント（実践編P23抜粋）

- 連続性・体系性・発展性のある教育方針・教育目標の設定
- 9年、12年を見通したカリキュラムの作成
- 各校との交流会、授業参観・各校の研究発表大会等への積極的な参加
- 校種間の合同授業研究、合同職員会、情報交換会の実施
 - ※ 合同の取組等を実施していく上でのポイント
 - ・子どもの実態と教育課題（学力・生活等）についての共通理解
 - ・年間の指導内容や指導方法の共有化の検討
 - ・校種間のギャップの実態に対する共通理解と課題解決に向けた方策の検討
- 特別支援学校（学級）との交流。

参考資料 保、幼、小、中、高等学校間の連携の取組例（実践編P23）

校 種	具体的な活動例
①保育所・幼稚園と小学校の連携	小学校における町探検の学習で保育所や幼稚園を訪問して一緒に遊ぶ、「手作りおもちゃで遊ぶ集会」に園児を招待して遊びを教える、小学校の教員が鉛筆の持ち方や勉強の仕方などについての出前授業を実施するなどの取組を行う。
②小学校と中学校の連携	地域の人々の協力の下、近隣の児童生徒が公民館などで一緒に寝泊まりしながら学校へ通う「通学合宿」の取組を小・中学生合同で行う。高校生や社会人もサポーターとして参加する。
	中学入学前の不安をなくし、中学への期待感を持たせるため、中学校の教員が小学校で出前授業を実施する。
③幼稚園と中学校の連携	中学校の家庭科における保育実習の授業で、地域の保育所・幼稚園を訪問する。幼児と中学生との出会いの体験、遊びの体験を通じて、相互の交流を深める。
④小学校と高等学校の連携	小学生と高校生が一緒になって、地域の清掃活動を行い、互いに協力し合った感想等を発表し合う交流会を行う。

参考資料 校種間連携のステップ例（交流から連携へ）（実践編P24）

<ul style="list-style-type: none"> ① 行事を通しての子どもの交流 <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ見学、文化祭見学等 ② 日常の活動の交流 <ul style="list-style-type: none"> ・授業体験、遊びやゲームを中心とした交流 ③ 教職員合同研修 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの実態交流、合同授業研究会等 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 年間を通しての連携 <ul style="list-style-type: none"> ・合同遠足など、様々な年間行事における連携 ・教員間の授業交流、カリキュラム検討委員会、合同進路説明会等
---	--